

報告第13号

債権の放棄について

八幡浜市債権管理条例（平成24年条例第2号）第16条第1項の規定に基づき、市の債権について下記のとおり放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和4年6月7日提出

八幡浜市長 大城 一郎

記

- 1 放棄した債権の種類 市立八幡浜総合病院診療費等
- 2 放棄した債権の件数 113件
- 3 放棄した債権の金額 3,263,399円
- 4 放棄した時期 令和4年3月31日
- 5 放棄した債権毎の金額、発生日及び放棄の事由

	放棄の金額	債権の発生日	放棄の事由
1	20,419	平成24年8月19日	債務者：条例第16条第1項第1号（時効完成）
2	6,983	平成23年1月1日	債務者：条例第16条第1項第1号（時効完成）
3	18,156	平成23年6月15日	債務者：条例第16条第1項第1号（時効完成）
4	1,010	平成23年5月19日	債務者：条例第16条第1項第1号（時効完成）
5	325,630	平成28年8月22日	債務者：条例第16条第1項第1号（時効完成）
6	80,954	平成29年7月13日	債務者：条例第16条第1項第1号（時効完成）
7	18,900	平成29年7月13日	債務者：条例第16条第1項第1号（時効完成）
8	24,139	平成24年7月6日	債務者：条例第16条第1項第1号（時効完成）
9	100	平成19年2月2日	債務者：条例第16条第1項第1号（時効完成）
10	1,577	平成19年1月31日	債務者：条例第16条第1項第1号（時効完成）
11	24,205	平成18年5月15日	債務者：条例第16条第1項第1号（時効完成）
12	510	平成28年8月29日	債務者：条例第16条第1項第1号（時効完成）
13	49,738	平成28年8月29日	債務者：条例第16条第1項第1号（時効完成）
14	1,880	平成28年8月26日	債務者：条例第16条第1項第1号（時効完成）
15	1,132	平成28年8月24日	債務者：条例第16条第1項第1号（時効完成）

16	15,750	平成 15 年 2 月 17 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
17	12,800	平成 15 年 2 月 4 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
18	3,150	平成 15 年 1 月 31 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
19	4,850	平成 22 年 10 月 10 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
20	3,010	平成 18 年 7 月 20 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
21	780	平成 18 年 7 月 2 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
22	3,730	平成 18 年 5 月 21 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
23	6,930	平成 18 年 2 月 21 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
24	7,520	平成 18 年 2 月 20 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
25	78,180	平成 17 年 9 月 12 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
26	420	平成 17 年 4 月 4 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
27	2,410	平成 17 年 4 月 3 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
28	70,170	平成 16 年 4 月 8 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
29	7,138	平成 16 年 11 月 27 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
30	1,150	平成 16 年 10 月 31 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
31	6,560	平成 17 年 8 月 18 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
32	343,480	平成 15 年 12 月 22 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
33	3,010	平成 18 年 4 月 11 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
34	9,882	平成 30 年 5 月 10 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
35	160,090	平成 24 年 6 月 19 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
36	12,410	平成 22 年 7 月 12 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
37	2,824	平成 29 年 7 月 6 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
38	21,110	平成 29 年 6 月 30 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
39	3,490	平成 28 年 9 月 8 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
40	12,283	平成 28 年 8 月 31 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
41	124,771	平成 27 年 12 月 25 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
42	6,545	平成 27 年 11 月 30 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
43	28,288	平成 27 年 5 月 19 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
44	64,833	平成 27 年 4 月 30 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
45	20,177	平成 27 年 3 月 31 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）

46	11,015	平成 30 年 8 月 3 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
47	39,181	平成 30 年 7 月 31 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
48	45,834	平成 30 年 6 月 25 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
49	42,499	平成 30 年 5 月 31 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
50	45,740	平成 30 年 4 月 21 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
51	50,752	平成 30 年 3 月 31 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
52	41,379	平成 29 年 9 月 21 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
53	56,517	平成 29 年 8 月 31 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
54	36,854	平成 29 年 7 月 31 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
55	92,021	平成 28 年 6 月 13 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
56	69,311	平成 28 年 5 月 31 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
57	83,160	平成 27 年 9 月 29 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
58	2,768	平成 27 年 9 月 29 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
59	29,685	平成 23 年 11 月 9 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
60	24,657	平成 23 年 10 月 31 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
61	570	平成 19 年 11 月 21 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
62	70	平成 19 年 11 月 21 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
63	70	平成 19 年 9 月 5 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
64	70	平成 19 年 8 月 29 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
65	110	平成 19 年 8 月 29 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
66	2,630	平成 19 年 8 月 21 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
67	770	平成 19 年 8 月 20 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
68	370	平成 19 年 6 月 6 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
69	370	平成 19 年 3 月 14 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
70	370	平成 18 年 12 月 20 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
71	70	平成 18 年 11 月 17 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
72	370	平成 18 年 9 月 27 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
73	370	平成 18 年 5 月 24 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
74	370	平成 18 年 3 月 29 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
75	1,190	平成 17 年 5 月 18 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）

76	70	平成 17 年 5 月 18 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
77	41,790	平成 16 年 10 月 7 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
78	159,600	平成 16 年 9 月 30 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
79	36,320	平成 16 年 8 月 31 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
80	36,490	平成 16 年 8 月 13 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
81	38,330	平成 16 年 7 月 31 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
82	29,830	平成 16 年 2 月 26 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
83	54,810	平成 15 年 12 月 15 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
84	44,700	平成 15 年 11 月 20 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
85	22,840	平成 15 年 1 月 22 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
86	410	平成 18 年 12 月 6 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
87	420	平成 18 年 3 月 27 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
88	13,470	平成 18 年 3 月 24 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
89	1,700	平成 17 年 5 月 29 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
90	5,530	平成 17 年 5 月 27 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
91	10,649	平成 24 年 8 月 31 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
92	150	平成 24 年 7 月 17 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
93	19,804	平成 24 年 2 月 25 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
94	14,173	平成 28 年 2 月 28 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
95	21,180	平成 22 年 6 月 30 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
96	3,890	平成 22 年 6 月 5 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
97	11,330	平成 22 年 5 月 31 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
98	34,430	平成 17 年 3 月 19 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
99	6,780	平成 22 年 2 月 21 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
100	34,820	平成 22 年 11 月 25 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
101	19,349	平成 27 年 1 月 30 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
102	2,480	平成 26 年 1 月 31 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
103	21,370	平成 26 年 2 月 4 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
104	184,618	平成 26 年 1 月 31 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
105	8,835	令和 3 年 1 月 31 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）

106	90	平成 23 年 11 月 18 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
107	6,834	平成 23 年 10 月 31 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
108	3,253	平成 28 年 10 月 31 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
109	4,930	平成 30 年 5 月 17 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
110	357	平成 26 年 11 月 30 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
111	19,400	令和元年 12 月 12 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
112	367	令和 3 年 1 月 25 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
113	55,783	令和 3 年 1 月 25 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）

